

諮問第 4 号

生活保護費返還金督促処分に対する審査請求について

生活保護費返還金督促処分に対し、次のとおり行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づく審査請求があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 7 項の規定により諮問する。

平成 29 年 12 月 22 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

記

1 審査請求人及び審査請求の年月日

審査請求人 足立区梅島在住者

審査請求年月日 平成 29 年 8 月 2 日

2 審査請求の趣旨

足立区長が平成 29 年 7 月 28 日付で審査請求人に対してした生活保護費返還金督促処分の取消しを求める。

3 審査請求の理由

別紙 1 審査請求の理由に記載のとおり

4 審理員意見書の写し

別紙 2 のとおり（添付資料については省略）

審査請求の理由

審査請求人（以下「請求人」という。）は、以下の事実により、生活保護費返還金督促処分（以下「本件処分」という。）を違法・不当なものと主張する。

- 1 本件処分は、足立福祉事務所長が請求人に対し行った生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護変更決定処分（以下「本件保護変更決定処分」という。）を前提として行われた処分である。
- 2 本件保護変更決定処分は、等級2級の精神障害者保健福祉手帳を有し、障害者加算が計上された生活保護費を受給していた請求人について、当該加算の認定誤りによる生活保護費の過払いが生じたことにより、なされたものである。

しかし、請求人は、同手帳を足立福祉事務所に提示するとともに、処分に至るまでの間、担当ケースワーカーに自身の障害者加算額に誤りがないことを複数回確認しており、請求人自身に落ち度はないことから、本件保護変更決定処分に基づく返還金について、請求人に返還する義務はない。また、請求人は、疾病のため、同返還金を支払うのは無理である。

- 3 したがって、本件保護変更決定処分に基づく返還金について、請求人に返還義務があることを前提にしてなされた本件処分は違法・不当である。

審理員意見書

平成29年11月28日

(審査庁) 足立区長

審理員 新井 康浩



行政不服審査法（平成26年法律第68号）第42条第2項の規定に基づき、審査請求人[]（以下「審査請求人」という。）が平成29年（西暦2017年）8月2日に提起した処分庁足立区長（担当部署 足立区足立福祉事務所中部第二福祉課）が平成29年7月28日付でした債権管理番号60045139の債権、債権管理番号60045141の債権、債権管理番号60045144の債権及び債権管理番号60045148の債権に係る4件の督促処分（以下これら4件の督促処分を併せて「本件処分」という。）についての審査請求の裁決に関する意見を提出する。

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、足立区足立福祉事務所において生活保護を受給する者であり、同人の生活保護の担当所管は足立区足立福祉事務所中部第二福祉課であった。足立区足立福祉事務所長は、同人に対して、平成26年10月分からは月額26,750円の障害者加算を、平成28年4月分からは月額26,310円の障害者加算を生活保護費の一部として支給していた。
- 2 平成28年10月28日、足立区足立福祉事務所長は、決定年月日を同年8月1日として、審査請求人の同年8月分、9月分及び10月分の障害者加算を26,310円から17,530円に変更する旨決定し、平成28年8月分、9月分及び10月分の生活扶助費は月額97,690円となった。同変更時には、既に平成28年8月分、9月分及び10月分の各月の生活扶助費として106,470円が審査請求人に支給されていたため、足立区足立福祉事務所長は平成28年10月28日付の変更決定に併せて、8月分の返還額を8,780円、9月分の返還額を8,780円、10月分の返還額を8,780円とする返還決定をした。

また、上記の決定とともに足立区足立福祉事務所長は、同じく障害者加算を変更するため、決定年月日を平成28年11月1日として変更決定し、平成28年11月分の生活扶助費を100,270円に変更した。併せて11月分の返還額を8,780円と決定した。

平成28年11月分の生活保護費については、平成28年10月25日に支出の手

続がなされ、同月26日にはみずほ銀行において銀行振込の処理がなされ、162,750円の基準生活費から代理納付している住宅扶助費53,700円を控除して生活扶助費として109,050円が平成28年11月1日に審査請求人の口座に振り込まれ、審査請求人に同月分の生活保護費が支給されている。

- 3 上記2で決定した平成28年8月分の返還額8,780円、9月分の返還額8,780円、10月分の返還額8,780円及び11月分の返還額8,780円について、足立区長は平成29年6月1日付で、納付期限を平成29年6月21日とした納入通知書を審査請求人に送付した。これらの返還金は、本件審査請求時点において納付されておらず、納付期限までに納付されていない。
- 4 足立区長（担当部署 足立区足立福祉事務所中部第二福祉課）は、平成29年7月28日付で、上記2で決定した平成28年8月分の返還額8,780円、9月分の返還額8,780円、10月分の返還額8,780円、11月分の返還額8,780円について、平成28年8月分の返還分を債権管理番号60045139の債権として、平成28年9月分の返還分を債権管理番号60045141の債権として、平成28年10月分の返還分を債権管理番号60045144の債権として及び平成28年11月分の返還分を債権管理番号60045148の債権として督促処分を行い、督促状を審査請求人に送付し、同人が受領した。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求書記載の趣旨において全額免除を主張している。また、経緯において、平成28年8月分の返還額を8,780円、9月分の返還額を8,780円、10月分の返還額を8,780円及び11月分の返還額を8,780円とするそれぞれの返還決定に審査請求人に何等の不法行為はなく、福祉事務所が一方的に決定したものであり、返還義務は認められないこと、疾病により返還金を支払うことは無理である旨主張している。

さらに審査請求人は反論書において生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第80条を挙げて返還義務がないと考えることも可能である旨主張している。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項に基づき本件処分をしたものである。同項は普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないと定めており、返還金が納期限までに納付されなかったため督促状を発したものである。
- (2) 審査請求人は生活が苦しいことなどを挙げて、返還することは無理である旨主張しているが、これをもって債務が消滅するものではない。

第3 理由

1 本件処分の対象たる返還債務

(1) 生活保護法の定め

生活保護法は、困窮のため最低限度の生活を維持することができない者に対して各種の扶助を行うものと定めている（法第8条、第12条から第18条まで）。そして、最低限度の生活を維持するための生活費を最低生活費として生活保護法による保護の基準に基づいて算定するものとされている（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生省事務次官通知第7及び昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知第7並びに「生活保護法による保護に基準」昭和38年4月1日厚生省告示第158号）。

法第31条第1項は、生活扶助は金銭給付により行うものと定め、同条2項は、保護金品は、1月分以内を限度として前渡するものと定めている。また、法第25条第2項は保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに変更の決定をするものとしている。そして、日々の生活に必要な最低生活費は月を単位にその額が示されている（「生活保護法による保護の基準」昭和38年4月1日厚生省告示第158号）。

本件処分は、平成28年10月28日付で、平成28年8月分、9月分、10月分及び11月分の各月の生活扶助費を変更決定し、既に支給した（一部支給予定）保護費が過払いとなることから各月ごとに返還額8,780円の決定を行い、この返還債務の履行がなされなかったことから、督促処分を行い、督促状を送付したものである。

(2) 本件処分の対象たる返還債務の成立について

本件処分の対象となっている返還債務は、上記の(1)のとおり足立区足立福祉事務所長が足立区に返還すべきものと決定したものである。なお、上記(1)の返還債務の決定のうち平成28年11月分については保護費の支給日前（同月分の保護費の支給日は平成28年11月2日であった。）に決定されたものであるが、同月分の保護費は平成28年10月25日には支払手続がなされ、同月26日にはみずほ銀行において銀行振込の手続がなされていることから、審査請求人が平成28年11月分の保護費を受領することを条件に決定をしたものである。平成28年11月1日にみずほ銀行から審査請求人の口座に振込が行われ、同月2日には審査請求人の口座に振り込まれ、同人が受領したものと見える。したがって、平成28年8月分から11月分までの生活扶助費の過払いも生じているので、返還債務も成立している。そして、これらの返還債務は足立区の歳入とされるべきものである。

2 本件処分について

地方自治法第231条の3第1項は、普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促し

なければならないと定めており、同法第283条第1項は、同法第2編中市に関する規定は、特別区にこれを適用すると定めている。

本件処分は、本件処分の対象となった返還債務が生活扶助費の変更決定により生じた過払金が足立区の歳入として納付されるべきものであり、これが納期限までに納付されないことから、納付を督促するためになされた督促処分であり、違法又は不当な点は認められない。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件処分の対象たる返還債務について返還免除を主張し、又は返還義務を認めていない。これは、本件処分の前提である生活扶助費の過払金の返還債務の存在を認めたうえで、返還の免除を求めるものであり、又はこれを認めず、返還決定処分を争うものである。しかし、本件処分は督促処分であり、その違法又は不当を基礎づけるものとして、前提たる返還債務の免除を主張したり、又は返還債務の不存在について主張することはできない。

また、審査請求人に返還債務を支払う経済的余裕があるか否かは本件処分の成否には影響しない。

第4 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。